(2)　北太平洋における東部の資源からこく鯨を捕獲することは、原住民又は原住民に代わる締約政府による捕獲で、かつ、その肉及び生産物を原住民が地元における消費のためにのみ用いる場合に限り、許可する。

(i)　この(2)の規定に基づき二千十三年から二千十八年までの間において捕獲するこく鯨の数は、七百四十四を超えてはならない。ただし、二千十三年から二千十八年までのいずれの年の捕獲数も、百四十を超えてはならない。

(ii)　この(2)の規定は、科学委員会の助言に照らして、委員会が毎年検討する。

(3)　西グリーンランドの資源及び中部の資源からミンク鯨、西グリーンランドの資源からながす鯨並びに西グリーンランド摂餌群集からバウヘッド鯨及びざとう鯨を原住民が捕獲することは、これらの肉及び生産物を地元における消費のためにのみ用いる場合に限り、許可する。

(i)　この(3)の規定に基づき傷つける西グリーンランドの資源のながす鯨の数は、二千十年から二千十二年までの各年において十六を超えてはならない。

(ii)　この(3)の規定に基づき傷つける中部の資源のミンク鯨の数は、二千八年から二千十二年までの各年において十二を超えてはならない。ただし、当該各年の傷つける鯨の数の割当ての不使用分は、繰り越すものとし、その後の年の傷つける鯨の数の割当てに一年につき三を限度として加算する。

(iii)　傷つける西グリーンランドの資源のミンク鯨の数は、二千十年から二千十二年までの各年において百七十八を超えてはならない。ただし、当該各年の傷つける鯨の数の割当ての不使用分は、繰り越すものとし、その後の年の傷つける鯨の数の割当てに一年につき十五を限度として加算する。この(iii)の規定は、五年の期間内に新たな科学的データが利用可能となる場合には検討され、必要なときは科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv)　この(3)の規定に基づき傷つける西グリーンランド沖のバウヘッド鯨の数は、二千八年から二千十二年までの各年において二を超えてはならない。ただし、当該各年の傷つける鯨の数の割当ての不使用分は、繰り越すものとし、その後の年の傷つける鯨の数の割当てに一年につき二を限度として加算する。この(iv)の規定は、この(iv)に定める五年の期間内に新たな科学的データが利用可能となる場合には検討され、必要なときは科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v)　この(3)の規定に基づき傷つける西グリーンランド沖のざとう鯨の数は、二千十年から二千十二年までの各年において九を超えてはならない。ただし、当該各年の傷つける鯨の数の割当ての不使用分は、繰り越すものとし、その後の年の傷つける鯨の数の割当てに一年につき二を限度として加算する。この(v)の規定は、割当ての残余の期間内に新たな科学的データが利用可能となる場合には検討され、必要なときは科学委員会の助言に基づいて修正される。

(4)　二千十三年から二千十八年までの解禁期において、セントビンセント及びグレナディーン諸島のベキア島民によるざとう鯨の捕獲数は、二十四を超えてはならない。捕獲されたざとう鯨の肉及び生産物は、セントビンセント及びグレナディーン諸島の地元における消費のためにのみ用いられる。

14　稚鯨を伴う雌鯨又は乳飲み稚鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

ひげ鯨の大きさの制限

15　(a)　長さが四十フィート（十二・二メートル）未満のいわし鯨又はにたり鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。ただし、長さが三十五フィート（十・七メートル）以上のいわし鯨又はにたり鯨は、その肉が人の食料又は動物の飼料として地元における消費のために用いられることを条件として鯨体処理場に引き渡すために捕獲することができる。

(b)　長さが五十七フィート（十七・四メートル）未満のながす鯨を南半球において捕獲し、又は殺すことは、禁止する。また、長さが五十五フィート（十六・八メートル）未満のながす鯨を北半球において捕獲し、又は殺すことは、禁止する。ただし、その肉が人の食料又は動物の飼料として地元における消費のために用いられることを条件として、長さが五十五フィート（十六・八メートル）以上のながす鯨を鯨体処理場に引き渡すために南半球において捕獲すること及び長さが五十フィート（十五・二メートル）以上のながす鯨を鯨体処理場に引き渡すために北半球において捕獲することができる。

まっこう鯨の捕獲枠

16　まっこう鯨の雄鯨及び雌鯨の捕獲枠は、南半球における遠洋捕鯨の千九百八十一年から千九百八十二年までの解禁期及びそれ以降の解禁期並びに沿岸捕鯨の千九百八十二年の解禁期及びそれ以降の解禁期について並びに北半球における千九百八十二年及びそれ以降の沿岸捕鯨の千九百八十二年の解禁期及びそれ以降の解禁期の捕獲枠は、決定しないでおくものとし、科学委員会の特別会合又は年次会合に続く委員会の決定に従うものとする。これらの制限は、毎年検討される科学的資料を基礎として委員会が自己の定める手続により別段の決定を行う時まで、効力を有する。

17　稚鯨を伴う雌鯨又は乳飲み稚鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

まっこう鯨の大きさの制限

18　(a)　長さが三十フィート（九・二メートル）未満のまっこう鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。ただし、北大西洋においては、長さが三十五フィート（十・七メートル）未満のまっこう鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

(b)　南半球の南緯四十度以北においては、十月から翌年の一月までの間、長さが四十五フィート（十三・七メートル）を超えるまっこう鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

(c)　北太平洋及びその附属水域の北緯四十度以南においては、三月から六月までの間、長さが四十五フィート（十三・七メートル）を超えるまっこう鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

Ⅳ　処理

19　(a)　10に規定する保護資源に分類される鯨又は2から8まで、11、12、14、16及び17の規定に違反して捕獲される鯨を処理するために母船又は鯨体処理場を使用することは、締約政府の管轄下にある捕鯨船が捕獲したものであるか否かを問わず、禁止する。

(b)　捕獲した他の全ての鯨（ミンク鯨を除く。）は、母船又は鯨体処理場に引き渡すものとし、当該鯨の全ての部分は、煮沸その他の方法で加工する。ただし、全ての鯨の内臓、ひげ及び胸びれ、まっこう鯨の肉並びに人の食料又は動物の飼料のための鯨の肉を除く。締約政府は、低開発地域においては、鯨体処理場を使用することなしに鯨を処理することを例外的に許可することができる。ただし、そのような鯨は、この19の規定に従つて十分に利用する。

(c)　「ダヴァル」及び防舷材として使用する鯨の死体の完全な処理は、その肉又は骨が不良の状態にある場合には、要求されない。

20　(a)　母船による処理に係る鯨の捕獲は、殺した時から処理するために引き揚げる時までに鯨の死体（防舷材として使用する鯨の死体を除く。この鯨の死体は、合理的に実行可能な限り速やかに加工する。）が三十三時間を超えて海中に置かれないように、母船の船長又は管理人が調整し、又は制限する。

(b)　捕鯨船によつて捕獲される鯨には、母船用であるか鯨体処理場用であるかを問わず、捕鯨船が識別され、及び捕獲の順序が表示されるように、明白に記号を付ける。

Ⅴ　監督及び取締り

21　(a)　各母船には、二十四時間の監督を目的とする少なくとも二人の捕鯨監督官を置く。ただし、母船の機能を有する各捕鯨船には、少なくとも一人の捕鯨監督官を置く。これらの監督官は、母船について管轄権を有する政府によつて任命され、給料を支払われる。ただし、生産物を貯蔵するかどうかを問わず、人の食料又は動物の飼料のための鯨の肉又は臓物を冷凍し、又は塩蔵するためにのみ解禁期中に使用される船舶には、監督官は、任命される必要はない。

(b)　各鯨体処理場では、十分な監督を行う。各鯨体処理場において業務を行う監督官は、鯨体処理場について管轄権を有する政府によつて任命され、給料を支払われる。

(c)　締約国が他の締約国の母船及び鯨体処理場又は鯨体処理場群への配置について取り決めることができる監視員が受け入れられる。監視員は、書記長を通じて行動する委員会によつて任命され、自己を指名する政府によつて給料を支払われる。